

# 御船産業廃棄物処分場の新規ご利用について

公益財団法人 豊田加茂環境整備公社 御船産業廃棄物処分場のご利用にあたりましては、申込書類の提出、事前審査、現地確認等が必要となります。主な内容は以下をご参照ください。

- 【所在地等】 豊田市御船町山ノ神56番地8 <管理型産業廃棄物最終処分場>
- 【埋立期間】 平成36年3月まで(予定)
- 【申込対象】 豊田・みよしエリアを中心とした地域産業事業所
- 【受入廃棄物】 主に次の産業廃棄物で、重金属等の法定有害物質等を含まず、また、公社が定める形状、性状基準に適合する物。

廃プラスチック類	燃えがら
繊維くず(※)	無機性汚泥
ゴムくず	金属くず
ばいじん	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
紙くず(※)	鉍さい
木くず(※)	ASR(自動車破砕残渣)、SR(廃プラ・金属等破砕残渣)

※印の産業廃棄物には業種指定等があります。詳しくはお問合せください。

- 【事前審査】 搬入を希望する産業廃棄物について、書類審査、現地調査等の事前審査を行い、審査に適合した場合は産業廃棄物処分契約等への手続きを行います。
- 【公社出捐金】 御船産業廃棄物処分場のご利用には、加入時に出捐金が必要となります。  
(しゅつえんきん) [出捐金の詳細は、別途、お問合わせください]
- 【処理料金】 産業廃棄物処理料金は、搬入量に応じて別途必要となります。

## 《主な産業廃棄物の受入処理料金表》

産業廃棄物の種類	受入処理料金(消費税8%込)
廃プラスチック類、繊維くず	32,400円/ト
ゴムくず	15,120円/ト
ばいじん	14,040円/ト
燃えがら	12,960円/ト
木くず、紙くず	10,800円/ト
無機性汚泥	9,720円/ト
鉍さい、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず	7,560円/ト
ASR(自動車破砕残渣)、SR(自動車破砕残渣を除く廃プラ・金属等破砕残渣)	22,680円/ト

- ◎ 処理料金のほか、愛知県産業廃棄物条例により、産業廃棄物1トンにつき1,000円の産業廃棄物税が課税されます。(10kgに10円から算定。消費税は課税されません)
- ◎ 運搬については排出事業者側での手配をお願いします。

- 【お問合せ】  
公益財団法人 豊田加茂環境整備公社 0565-46-4811

# 産業廃棄物受入基準

## 1 共通受入基準

### (1) 有害性

次の表にあげる基準に適合していること。

(平成31年4月1日改正)

項目 番号	有害物質	受入基準	検査実施産業廃棄物					
			燃えがら	無機汚泥	鉱さい	ばいじん	ガラス 陶磁器	ASR SR
01	アルキル水銀化合物	検出されないこと	○	○	○	○	—	○
02	水銀又はその化合物	0.005 mg/ℓ以下	○	○	○	○	—	○
03	カドミウム又はその化合物	0.09 mg/ℓ以下	○	○	○	○	—	○
04	鉛又はその化合物	0.3 mg/ℓ以下	○	○	○	○	—	○
05	有機りん化合物	1.0 mg/ℓ以下	—	○	—	—	—	—
06	六価クロム化合物	1.5 mg/ℓ以下	○	○	○	○	—	○
07	ひ素又はその化合物	0.3 mg/ℓ以下	○	○	○	○	—	○
08	シアン化合物	1.0 mg/ℓ以下	—	○	—	—	—	○
09	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003 mg/ℓ以下	○	○	—	○	—	○
10	トリクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下	—	○	—	—	—	○
11	テトラクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下	—	○	—	—	—	○
12	ジクロロメタン	0.2 mg/ℓ以下	—	○	—	—	—	○
13	四塩化炭素	0.02 mg/ℓ以下	—	○	—	—	—	○
14	1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/ℓ以下	—	○	—	—	—	○
15	1, 1-ジクロロエチレン	1.0 mg/ℓ以下	—	○	—	—	—	○
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/ℓ以下	—	○	—	—	—	○
17	1, 1, 1-トリクロロエタン	3.0 mg/ℓ以下	—	○	—	—	—	○
18	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/ℓ以下	—	○	—	—	—	○
19	1, 3-ジクロロプロペン(D-D)	0.02 mg/ℓ以下	—	○	—	—	—	—
20	チウラム	0.06 mg/ℓ以下	—	○	—	—	—	—
21	シマジン(CAT)	0.03 mg/ℓ以下	—	○	—	—	—	—
22	チオベンカルブ(ベンチオカーブ)	0.2 mg/ℓ以下	—	○	—	—	—	—
23	ベンゼン	0.1 mg/ℓ以下	—	○	—	—	—	○
24	セレン又はその化合物	0.3 mg/ℓ以下	○	○	○	○	—	○
25	1, 4-ジオキサン	0.5 mg/ℓ以下	○	○	—	○	—	○
26	ホウ素(公社独自基準)	8 mg/ℓ以下	○	○	○	○	○	○
27	ダイオキシン類	3ng-TEQ/g以下	○	—	—	○	—	—
28	総水銀	15mg/ℓ以下	○	○	○	○	—	○

- (備考) 1 ダイオキシン類は、含有量試験で、全ての産業廃棄物焼却施設から発生する「燃えがら」「ばいじん」を対象とします。
- 2 ガラス・コンクリート・陶磁器くずの溶出試験は、主に粉体状の物が対象。
- 3 溶出試験は○印の項目について必要となりますが、必要に応じて試験項目の追加をすることがあります。また、公社指定7品種(燃えがら、無機性汚泥、鉱さい、ばいじん、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、ASR、SR)以外の産業廃棄物についても溶出試験を実施することがあります。
- 4 検定方法は、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年環境庁告示第13号)に基づき実施。ダイオキシン類の調査方法は、「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」(平成4年7月厚生省告示第192号)又は、「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第二条第1項第四号の規定に基づき環境大臣が定める方法」(平成17年9月環境省告示第92号)に基づき実施。ホウ素は、「JIS K 0102 47.3」による方法で実施。
- 5 総水銀の検査は含有量の測定を行うものとし、測定方法は「底質調査方法について(平成24年8月8日付け環水大水第120725002号)」に準拠した方法によること。

(2) 有害物の固形化処理

前ページの基準内であっても、金属等を含む廃棄物の固形化に関する基準（昭和52年環境庁告示第5号）により有害な産業廃棄物を固形化した物は受入れない。

(3) 発色性等

著しい発色性、発泡性、還元性、飛散性、臭気性及び発火性を有しない物。

(4) 付着物・封入物

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定する毒物および劇物、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2に規定する農薬、消防法（昭和23年法律第186号）第2条に規定する危険物、PCBおよびPCB汚染物ならびに廃油等が著しく付着し、または封入されていない物。

(5) 産業廃棄物の状態

廃油、廃酸、廃アルカリ、廃液等の液体でないものであること。

## 2 個別受入基準

種類	個別基準
燃えがら	含水率85%以下、熱灼減量15%以下のもの
無機性汚泥	含水率85%以下のもの
廃プラスチック類	最大径おおむね15cm以下、中空状態でないもの
紙くず	飛散防止措置を講じたもの
木くず	最大径おおむね1m以下のもの
繊維くず	飛散防止措置を講じたもの
ゴムくず	最大径おおむね15cm以下、中空状態でないもの
金属くず	最大径おおむね30cm以下、中空状態でないもの
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	最大径おおむね30cm以下、中空状態でないもの
鉱さい	最大径おおむね30cm以下、熱灼減量15%以下のもの
がれき類	最大径おおむね30cm以下のもの
ばいじん	飛散防止措置を講じたもの

# 豊田加茂環境整備公社 産業廃棄物受入管理システム

## ① 搬入申込

対象企業：豊田・みよしエリアを中心とした地域産業事業所

提出書類：申込書（産業廃棄物の種類、年間搬入予定量など記入）  
産業廃棄物排出工程表、産業廃棄物溶出等検査書、サンプル、  
会社概要書、収集・運搬業者届等

## ② 審査

1次審査：書類審査

2次審査：現地調査（製造工程、産業廃棄物保管状況の確認、産業廃棄物採取・検査）

## ③ 公社出捐金の納入

詳細は別途、お問い合わせください。

## ④ 処分委託契約締結

産業廃棄物処分委託契約書締結、受入許可書発行（受入産業廃棄物品種限定）

## ⑤ 搬入開始

### 【産業廃棄物搬入時の品質管理対策】

- ◎ 複数企業産業廃棄物の混載運搬禁止、運搬途上の一時保管・積み替え禁止
- ◎ 産業廃棄物搬入時における許可項目のコンピュータ照合
- ◎ 電子マニフェスト対応
- ◎ 搬入産業廃棄物は、種類、内容ごとに全て事前許可制（スポット搬入不可）
- ◎ 目視検査、展開検査実施（不具合発見時には産業廃棄物を返却、排出事業所指導）
- ◎ 企業から定期的に産業廃棄物溶出等検査書を提出、また公社にて抜取検査実施
- ◎ 排出事業場への随時立ち入り調査権を設定
- ◎ 産業廃棄物適正処理・減量化の啓発活動

## 地域への情報公開

- ◎ 地元連絡協議会の定期開催[平成4年の開業当初より実施]  
（各種水質・環境調査データ、受入産業廃棄物状況、不具合事項等の報告）
- ◎ 地元自治区役員の皆様による処分場への立入り調査権を設定
- ◎ 関係河川水質保全団体への各種水質データ報告  
〔処理水質は、水質保全団体要求値を遵守しています〕  
〔処理水質基準値例：BOD・COD・SS $\leq$ 10 mg/ℓ、T-N $\leq$ 8 mg/ℓ、T-P $\leq$ 2 mg/ℓ等〕
- ◎ 処分場見学の積極的対応

御船産業処分場は、地域、企業の多くの皆様の協力に支えられた地域の貴重な資産です。有効に大切に利用しましょう。